

## 一般社団法人日本ろうあ者卓球協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.jdtta.com/association/regulations.php>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>中長期基本計画を策定し、Webにて公開済。 <a href="https://www.jdtta.com/association/medium-to-long-term-plan.pdf">https://www.jdtta.com/association/medium-to-long-term-plan.pdf</a></li> <li>更に具体的な内容を盛り込んだものを再検討し、2023年3月までに理事会にて決議する。</li> </ul>	(1)中長期計画
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>中長期計画を策定し、組織の運営メンバーに若手を増やし持続的可能な組織をすることを目指している。 <a href="https://www.jdtta.com/association/medium-to-long-term-plan.pdf">https://www.jdtta.com/association/medium-to-long-term-plan.pdf</a></li> <li>2024年3月までに事務局の若手3名で運営できるように、引継ぎを行っていく。</li> <li>「人材の採用及び育成に関する計画」を2023年3月までに策定するようにする。</li> </ul>	(1)中長期計画
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業年度ごとに貸借対照表、活動計算書、財務諸表を公表している。 <a href="https://www.jdtta.com/association/activity_report.php">https://www.jdtta.com/association/activity_report.php</a></li> <li>「財務の健全性確保に関する計画」について、2023年3月までに策定する。</li> </ul>	(2)貸借対照表 (3)活動計算書 (4)財務諸表
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<ul style="list-style-type: none"> <li>理事会規程に外部理事の目標割合25%以上、女性理事の目標割合40%以上で設定をしている。</li> <li>スリム化を実現するために理事の定員を15名から10名に減らした。</li> <li>現在、理事が9名おり、今後外部理事1名追加予定。外部理事の目標割合を達するためにも他協会の理事を探し、交渉を進める。</li> <li>理事9名のうち、女性理事3名在籍している。(全体の30%のため、目標は達成していない)</li> <li>2024年3月までに外部理事の登用、及び女性理事4名在籍することを目標にする。</li> <li>女性理事の目標割合を達成するために次期理事選挙では男性理事の人数の制限を設けることを検討する。</li> </ul>	(5)理事会規程 (6)役員名簿
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<ul style="list-style-type: none"> <li>当協会では評議員を設置していないため、この項目は該当しない。</li> </ul>	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	<ul style="list-style-type: none"> <li>アスリート委員会を設置し、年に1回開催している。</li> <li>アスリート委員長は理事が就任している。</li> <li>委員長の選出についてはアスリート委員会規程の第5条に「委員長は、理事から理事長が委嘱する」と記載している。</li> <li>アスリート委員は当会の会員であり、また、代表選手でもあり男性1名女性1名が在籍しており、そして、今後の発展のためにも考えてくれる人材を配置している。</li> </ul>	(7)アスリート委員会規程 (8)アスリート委員会会議事録 (33)アスリート委員会名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織図の通り、理事長、監事、事務局長、事業部、強化部など役員がそれぞれ配置している。</li> <li>・強化部においては専門知識を持ったトレーナーを配置している。</li> </ul>	(5)理事会規程 (6)役員名簿 (9)組織図
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会規程の第5条に「(1)役員は、就任する年の4月1日現在で、満70歳未満でなければならない。」と記載している。</li> </ul>	(5)理事会規程
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として在任が通算10年を超えることができないと理事会規程に記載している。</li> <li>・理事会規程の第5条に「ア)当該理事がIFの役職者である場合、イ)当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情がある場合」と記載しているので、理事の任期が上記の条件に当てはまる場合は、10年を超えても在籍できる。</li> </ul>	(5)理事会規程 (6)役員名簿 (10)役員候補者選考委員会規程
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員選考委員会を設置している。</li> <li>・委員は3名以上、5名以下で構成する。</li> <li>・委員の選出は理事長が指名して、理事会の承認を得て委嘱する。</li> <li>・役員選考委員会は半数以上が非理事である。</li> </ul>	(10)役員候補者選考委員会規程 (26)役員候補者選考委員会議事録 (34)役員候補者選考委員会名簿
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業規則を整備し、また、倫理規程の第4条に法令及び当協会の定める規則を遵守しなければならないと記載している。</li> </ul>	(11)倫理規程 (27)就業規則
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他組織運営に関して強化部規程、倫理規程、事務局規程、理事会規程を整備している。</li> <li>・経理規程、業務分担規程、委員会規程は2022年11月の理事会にて承認をもらい次第、策定する予定。</li> </ul>	(5)理事会規程 (11)倫理規程 (12)強化部規程 (13)事務局規程
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局規程に業務に関する規定を整備している。</li> <li>・また、懲戒処分規程、危機管理規程も整備している。</li> <li>・文書取扱規程、情報公開規程、個人情報保護規程を作成して、2023年6月までの理事会にて承認をもらい次第、策定する予定。</li> </ul>	(13)事務局規程 (20)懲戒処分規程 (21)危機管理規程

## (様式5)

## スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅費、謝金並び報酬などに関する規程を整備している。</li> <li>・財産に関するもので国内出張旅費規程、海外旅費規程、弔慰見舞金規程を整備している。</li> </ul>	(14)旅費、謝金並び報酬などに関する規程 (15)国内出張旅費規程 (16)海外旅費規程 (17)弔慰見舞金規程 (27)就業規則
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産管理に関する規程、寄附の受入れに関する規程、基金の取扱いに関する規程を2024年3月までに作成することを目標にする。</li> </ul>	
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款の第8章計算に剰余金の分配の禁止、残余財産の帰属を記載している。</li> <li>・会員に関する規程及びスポンサー関連の規程を2024年12月までに作成する。</li> </ul>	(18)定款
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強化部規程の第10条に国際大会派遣選手について記載され、また、国際大会の選考基準は事前に公表している。</li> <li>・選考基準は当会主催の大会優勝者、選考会での優勝者、強化部推薦としている。</li> <li>・選手の権利保護に関する規程、選手選考に関する規定を作成して、2023年12月までの理事会にて承認をもらい次第、策定する予定。</li> </ul>	(12)強化部規程 (23)デフリンピック選考基準 (29)世界ろう者ユース卓球選手権大会大会選考基準(2023) (30)世界ろう者卓球選手権大会選考基準(2023)
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審判委員会規程は作成済。</li> <li>・現時点では、当会が資格を付与している審判員はいない。</li> <li>・2023年3月までに委員長を決定する。</li> </ul>	(19)審判委員会規程
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務会計に関しては顧問の税理士に相談できる体制になっている。</li> <li>・2022年1月28日の「スポーツ団体における利益相反管理研修」と2022年2月25日の「令和3年度SGW登録団体対象コンプライアンス研修」を理事が受講した。</li> <li>・2022年度では「ハラスメント等に関する研修」、「不正受給、選手等選考規定について」の研修を理事が受講予定。</li> <li>・2024年12月までに弁護士を配置することを目標に進める。</li> </ul>	(6)役員名簿 (24)20220128_スポーツ団体における利益相反管理研修 開催要項 (25)20220225_令和3年度SGW登録団体対象コンプライアンス研修 開催要項 (37)税理士_業務委託契約書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	・コンプライアンス委員会を2024年3月を目標に設立する。また、コンプライアンス委員会が設立される際は弁護士などの有識者及び女性を入れるようにする。	
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	・2024年12月までに弁護士を配置することを目標に進める。	
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・2022年1月28日の「スポーツ団体における利益相反管理研修」と2022年2月25日の「令和3年度SGW登録団体対象コンプライアンス研修」を受講した。 ・2022年度では「ハラスメント等に関する研修」、「不正受給、選手等選考規定について」の研修を受講予定。 ・2023年3月までに役職員向けのコンプライアンス教育を実施する。 ・毎年、コンプライアンス研修（インテグリティ教育）を役職員向けに1回行う。	(24)20220128_スポーツ団体における利益相反管理研修 開催要項 (25)20220225_令和3年度SGW登録団体対象コンプライアンス研修 開催要項
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	・2022年1月28日の「スポーツ団体における利益相反管理研修」と2022年2月25日の「令和3年度SGW登録団体対象コンプライアンス研修」を受講した。 ・2022年度では「ハラスメント等に関する研修」、「不正受給、選手等選考規定について」の研修を受講予定。 ・2023年3月までに選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施する。 ・毎年、コンプライアンス研修（インテグリティ教育）を強化指定選手及び指導者向けに1回以上行う。	(24)20220128_スポーツ団体における利益相反管理研修 開催要項 (25)20220225_令和3年度SGW登録団体対象コンプライアンス研修 開催要項
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・当協会には審判員はいないため、実施していない。2023年3月までに審判部を設立し、コンプライアンス教育を実施する。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	・顧問として税理士を配置しており、日常的にサポートができる体制になっている。 ・弁護士を2024年12月までに配置する予定。	(6)役員名簿 (37)税理士_業務委託契約書
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	・税理士の指導、助言を得て、財務・経理の処理を行っている。 ・当会では監事1名配置しており、毎年、監査報告書を作成している。 ・経理規程は2022年11月の理事会にて承認をもらい次第、策定する予定。	(22)2021年度監査報告書 (28)監事 職務経歴書 (37)税理士_業務委託契約書
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	・助成元の規定に沿って、適切に処理を行い、助成元における監査を行っている。	(35)2021年度決算報告書
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	・貸借対照表、財務諸表をJDTTAのHPにて公表している。	JDTTAのHP <a href="https://www.jdtta.com/association/activity_report.php">https://www.jdtta.com/association/activity_report.php</a>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2022年5月のデフリンピックの選手選考基準、2023年7月の世界ろうあ者卓球選手権大会の選考基準を公開している。</li> <li>デフリンピックの選考基準： <a href="https://www.jdtta.com/association/deaflympics_selection_criteria.pdf">https://www.jdtta.com/association/deaflympics_selection_criteria.pdf</a></li> <li>世界ろうあ者卓球選手権大会の選考基準 一般の部： <a href="https://www.jdtta.com/tournament/wdttc/2023_4th_athlete_selection_criteria.pdf">https://www.jdtta.com/tournament/wdttc/2023_4th_athlete_selection_criteria.pdf</a></li> <li>ユースの部： <a href="https://www.jdtta.com/tournament/wdttc_youth/2023_1st_athlete_selection_criteria.pdf">https://www.jdtta.com/tournament/wdttc_youth/2023_1st_athlete_selection_criteria.pdf</a></li> <li>・ 選手選考に関する規程は強化部規程の第9条と第10条に記載されている。</li> </ul>	(12)強化部規程 (23)デフリンピック選考基準 (29)世界ろうあ者ユース卓球選手権大会大会選考基準(2023) (30)世界ろうあ者卓球選手権大会選考基準(2023)
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ HPにて公開してある。</li> <li><a href="https://www.jdtta.com/association/governance.pdf">https://www.jdtta.com/association/governance.pdf</a></li> </ul>	JDTTAのHP <a href="https://www.jdtta.com/association/governance.pdf">https://www.jdtta.com/association/governance.pdf</a>
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 倫理規程の第4条の5に「役員及び職員は、補助金、助成金などの経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない」と記載している。</li> <li>・ 利益相反ポリシーに基づいた規程を整備している。</li> </ul>	(11)倫理規程 (31)利益相反ポリシー (32)利益相反管理規程 (36)20220827_令和4年度臨時理事会_議事録
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利益相反ポリシーは作成済である。</li> </ul>	(31)利益相反ポリシー
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通報窓口は、懲戒処分規程の第8条「当協会は、本規定第2条に規定するものによる違反行為の通報相談を受付けるため、通報相談窓口を倫理委員会に設置する」と記載している。</li> <li>・ 相談内容に関する守秘義務は、懲戒処分規程の第11条「通報相談窓口の担当者及びその事務に携わる者は、通報相談窓口に寄せられた通報にかかる事実を秘密として保持しなければならない」と記載している。</li> <li>・ 「相談者に対する不利益な取り扱いを行うことを禁止している」に関しては、懲戒処分規程の第12条「協会は、通報相談窓口を利用したことを理由として窓口利用者に対し不利な取扱いを行わない」に記載している。</li> <li>また、研修などを通じて上記を理解させるよう努めている。</li> </ul>	(20)懲戒処分規程 (24)20220128_スポーツ団体における利益相反管理研修 開催要項 (25)20220225_令和3年度SGW登録団体対象コンプライアンス研修 開催要項

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	・2024年12月までに弁護士、及び会計士を、倫理委員会に配置することを目標にする。	(20)懲戒処分規程
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違反行為については、懲戒処分規程第3条に記載している。</li> <li>・処分の内容は、懲戒処分規程第4条「当協会は、前条の違反行為を行った者に対して、違反行為の内容・程度及び情状に応じ、処分を行うことができる」と記載している。</li> <li>・処分結果は懲戒処分規程第14条に記載している。</li> <li>・不服申立手続きに関しては、懲戒処分規程第15条「当協会の登録者が処分決定に不服がある場合には、当該登録者は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して代表理事の行った処分決定の取消を求めて仲裁の申立を行うことができる」に記載している。</li> <li>・「処分決定に不服がある場合は、審査対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して、理事会の行った処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる旨及びその申立て期間」を懲戒処分規程第14条第3項(7)に追記して、2022年11月の理事会にて承認をもらい次第、策定する予定。</li> </ul>	(20)懲戒処分規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	・懲戒処分規程の第13条の3「倫理委員会は、審査終了後2週間以内に、代表理事に対し、書面をもって、当該事案の処分案を答申する」に記しており、倫理委員会には2024年12月までに弁護士を配置することを目標にする。	(20)懲戒処分規程
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ仲裁機構の利用については、懲戒処分規程の第15条「当協会の登録者が処分決定に不服がある場合には、当該登録者は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して代表理事の行った処分決定の取消を求めて仲裁の申立を行うことができる」に記載している。</li> <li>・また、申立期間について、制限は設けていない。</li> <li>・選手選考に関する決定も含めてスポーツ仲裁に応諾する旨の規程のスポーツ仲裁規程を2022年11月の理事会にて承認をもらい次第、策定する予定。</li> </ul>	(20)懲戒処分規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・懲戒処分規定の第15条に「当協会の登録者が処分決定に不服がある場合には、当該登録者は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して代表理事の行った処分決定の取り消しを求めて仲裁の申し立てを行うことができる。」と記載している。</li> <li>・「処分決定に不服がある場合は、審査対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して、理事会の行った処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる旨及びその申立て期間」を懲戒処分規程第14条第3項(7)に追記して、2022年11月の理事会にて承認をもらい次第、策定する予定。</li> </ul>	(20)懲戒処分規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理規定を作成し、緊急事態が発生しても対応できるようにしている。</li> <li>・第10条に基づき、具体的な流れを記したマニュアルを2023年3月までに作成することを目標にする。</li> </ul>	(21)危機管理規程
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去4年間で不祥事が起こっていないため、この項目は該当しない。</li> </ul>	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去4年間で不祥事が起こっていないため、この項目は該当しない。</li> </ul>	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当協会では地方組織が存在しないため、この項目については該当しない。</li> </ul>	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当協会では地方組織が存在しないため、この項目については該当しない。</li> </ul>	